○国土交通省告示第二百九十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表の五の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「一丁目三番」を「二丁目四番」に改め、同表の十八の項業務区域欄中「茨城県土浦市、茨城県龍ヶ崎市、茨城県取手市、茨城県牛久市、茨城県つくば市、茨城県守谷市、茨城県つくばみらい市、茨城県稲敷郡阿見町、茨城県稲敷郡河内町、茨城県北相馬郡利根町」に、「埼玉県川口市、埼玉県越谷市、埼玉県草加市、埼玉県三郷市、埼玉県八潮市、埼玉県朝霞市、埼玉県蕨市、埼玉県戸田市、埼玉県和光市、埼玉県富士見市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県三芳町、埼玉県川越市、埼玉県新座市、埼玉県所沢市、埼玉県狭山市、埼玉県入間市」を「埼玉県川越市、埼玉県川口市、埼玉県所沢市、埼玉県狭山市、埼玉県草加市、埼玉県越谷市、埼玉県蕨市、埼玉県戸田市、埼玉県入間市、埼玉県朝霞市、埼玉県志木市、埼玉県和光市、埼玉県新座市、埼玉県八潮市、埼玉県富士見市、埼玉県三郷市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県入間郡三芳町」に、「千葉県浦安市、千葉県習志野市、千葉県船橋市、千葉県松戸市、千葉県柏市」を「千葉県船橋市、千葉県松戸市、千葉県野田市、千葉県成田市、千葉県佐倉市、千葉県習志野市、千葉県柏市、千葉県流山市、千葉県八千代市、千葉県我孫子市、千葉県鎌ヶ谷市、千葉県浦安市」に、「大島町」を「、大島町」に、「、青ヶ島村」を「及び青ヶ島村」に、「神奈川県横浜市、神奈川県川崎市、神奈川県相模原市、神奈川県大和市、神奈川県座間市、神奈川県綾瀬市、神奈川県海老名市、神奈川県厚木市、神奈川県伊勢原市、神奈川県寒川町、神奈川県藤沢市、神奈川県茅ヶ崎市、神奈川県平塚市、神奈川県鎌倉市、神奈川県逗子市、神奈川県葉山町、神奈川県横須賀市、神奈川県三浦市、神奈川県小田原市」を「神奈川県、山梨県甲府市、長野県長野市」に、「及び愛知県名古屋市」を「、愛知県名古屋市、愛知県岡崎市、愛知県半田市、愛知県刈谷市、愛知県豊田市、愛知県安城市、愛知県常滑市、愛知県東海市、愛知県大府市、愛知県知多郡阿久比町及び愛知県知多郡東浦町」に改め、同項指定をした日欄中「平成二十年二月二十九日」を「平成二十五年三月一日」に改める。

国会事項

衆議院

議案提出

三月二十七日内閣から提出した議案は次のとおりである。

平成二十五年度一般会計暫定予算

平成二十五年度特別会計暫定予算

平成二十五年度政府関係機関暫定予算

報告書受領

三月二十七日人事院総裁原恒雄から次の報告書を受領した。

国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十三条第三項の規定に基づく平成二十四年官民人事交流に関する年次報告

議事日程

三月二十八日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十号

平成二十五年三月二十八日（木曜日）

午後三時開議

第一　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出）

参議院

議案受領（予備審査）

三月二十七日内閣から次の議案が送付された。

平成二十五年度一般会計暫定予算（閣予第七号）

平成二十五年度特別会計暫定予算（閣予第八号）

平成二十五年度政府関係機関暫定予算（閣予第九号）

議案付託（予備審査）

三月二十七日議長は、次の内閣送付案を委員会に付託した。

平成二十五年度一般会計暫定予算（閣予第七号）

平成二十五年度特別会計暫定予算（閣予第八号）

平成二十五年度政府関係機関暫定予算（閣予第九号）

予算委員会に付託

質問主意書転送

三月二十七日次の質問主意書を内閣に転送した。

エネルギーコスト削減に向けた具体的なアクションに関する質問主意書（藤末健三提出）（第六三号）

報告書提出

三月二十七日委員長から次の報告書を提出した。

所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第八号）審査報告書

関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第九号）審査報告書

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第三号）審査報告書

報告書受領

三月二十七日人事院総裁から、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十三条第三項の規定に基づく平成二十四年官民人事交流に関する年次報告を受領した。

人事異動

内閣

（防衛省防衛政策局調査課）1

等海佐　今泉　一郎

内閣事務官に兼ねて任命する

内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室）を命ずる

（三月二十二日）

（金融庁総務企画局企画課調査室長（兼）総務企画局政策課総合政策室長（兼）総務企画局企画課研究開発管理官）内閣府事務官　油布　志行

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房日本経済再生総合事務局参事官を命ずる

（三月二十五日）

法務省

（最高検察庁検事）検事　中井　國緒

さいたま地方検察庁検事正に配置換する

（大阪地方検察庁検事）同　藤原裕里子

（京都地方検察庁検事）同　平木　伸佳

（佐賀地方検察庁検事）同　近嵐　晃司

東京地方検察庁検事に配置換する（各通）

（東京地方検察庁検事）同　櫻井　朋子

大阪地方検察庁検事　赤根　智子

司法試験委員会委員に併任する（以上三月二十六日）

財務省

（財務総合政策研究所次長）財務事務官　田中　修

財務総合政策研究所長事務代理を免ずる

（会計センター次長）同　半田　充

会計センター所長事務代理を免ずる（以上三月二十三日）

叙位・叙勲

○叙位

（東京学芸大学名誉教授）従五位

大木　吉甫

錦戸　泰三

従四位に叙する（各通）

並河　勇

山内　長昌

正五位に叙する（各通）

沼尾　由之

三木　昭三

従五位に叙する（各通）

笠村　猛

永岡　幸夫

正六位に叙する（各通）

青木　藤七　嵐　貞文

小鳥　鋭一　鈴木　國平

豊田　哲夫　別府喜美雄

従六位に叙する（各通）

（千葉県山武郡市広域行政組合消防司令）

岩澤　正美

遠藤　中二　久保　榮　古閑　篙

中川富美雄　山本　太　吉村　誠

（神奈川県警部）

正七位に叙する（各通）

佐藤　一男　益留安多可

従七位に叙する（各通）（以上二月二十一日）

（信州大学名誉教授）後藤　克也

（北海道大学名誉教授）樋口　澄志

正四位に叙する（各通）

山下　忠行

正五位に叙する

片山　京一　酒居　豊　森　忠之

従五位に叙する（各通）

伊藤　琢雄　竹内　伸昭　長屋　佐七

新津　昭治　山本　一善

正六位に叙する（各通）